

助成金 Q & A

助成金制度に関して、よくいただくご質問と、それに対するご案内を紹介いたします。

1 申請について

Q1. 助成金についてよくわからないのですが、どこに問い合わせればいいですか？

… A1. 住民票のある自治体にお問い合わせいただくか、自治体のホームページなどでご確認ください。

Q2. 申請先がよくわかりません。

… A2. 住民票のある自治体が申請先となります。また、都道府県や指定都市、中核市の助成制度の他に、自治体が独自の助成制度を設けている場合もあります。ご不明な方はお住まいの市役所等にご確認ください。

例) 住民票が東京都八王子市の場合…八王子市への申請です。東京都へは申請できません。

住民票が東京都杉並区の場合…東京都へ申請後、杉並区への申請も可能。

住民票が東京都多摩市の場合…東京都への申請。多摩市単独の助成制度は、現在のところありません。

Q3. 受診等証明書の年齢を記入する欄には、受診時の年齢を記入すればいいですか？

… A3. 書類を提出する日時点の年齢をご記入ください。実際には、医師が受診等証明書を記入した日時点での年齢が記入されます。誕生日が近い場合は、記入した年齢と異なる場合もございますのでご了承ください。

例) 助成金書類の作成依頼をする時点では38歳だが、明後日の誕生日で39歳になる、という場合は、年齢欄には38歳とご記入ください。ただし、医師が誕生日以降に書類を作成した場合、お手元に届く書類の年齢欄には39歳と記入されます。

Q4. 不妊治療費全て助成されますか？

… A4. 体外受精、顕微授精の費用が助成の対象です。保険診療分や卵管造影検査などの検査、文書作成料は助成対象外ですが、自治体や企業により助成対象が異なります。ご不明な点は、当院へ依頼される前に、助成対象かどうかをご確認ください。

Q5. 助成金の書類作成は、いつのタイミングで作成依頼すればいいですか？

… A5. 医療機関記入用紙の作成依頼は、申請希望周期の治療が終了し、当院へのご精算が済み次第お早めにお問い合わせいたします。

2 作成・送付について

Q1. 受診等証明書はどこでもらえますか？ 手元にない場合、用意しなくてもいいですか？

… A1. 必ずご用意ください。東京都の受診等証明書は、当院の4F 助成金コーナーにもご用意がございます。その他、県や市のホームページからダウンロードが可能な場合もあります。

Q2. 宛名ラベルが手元にない場合はどうしたらよいですか？

… A2. 当院4F 助成金コーナーに宛名ラベルが置いてあります。また、当院ホームページからダウンロードも可能ですのでご利用ください。ご住所、お名前、お電話番号をご記入の上、ご郵送ください。

Q3. 引越し予定があり、助成金の書類の送付先を、日にちによって変更してほしいのですが可能ですか？

… A3. 宛名ラベルに、転居前と転居後の連絡先（ご住所、お名前、お電話番号）をそれぞれご記入ください。転居日、転居前の住所、転居後の住所が分かるようにメモなどにご記入ください。

Q4. 海外在住なのですが、助成金の書類を海外へ送付してもらうことはできますか？

… A4. 助成金の書類の送付先は国内のみです。海外への送付は行っておりませんので、ご了承ください。

Q5. 助成金の書類の作成状況を教えてもらうことはできますか？

… A5. 大変多くの作成依頼がございますので、作成状況についてのお問い合わせはご遠慮ください。自治体窓口へ提出期限の締め切りがせまっている場合は、あらかじめ自治体に連絡をし、医療機関が作成する書類が遅れるかもしれない旨をお伝えください。通常は、お預かりから送付までに2週間前後のお時間をいただいております。

Q6. 助成金の上限額に達しているのに、今回申請する周期の請求書と領収証全部を持っていかなくてもかまいませんか？ また、一番高い領収証のみを提出すればよいですか？

… A6. 申請する周期中全ての請求書と領収証が必要です。

Q7. 領収証を紛失したのですが、どうしたらよいですか？

… A7. 自治体によって対応が異なりますので、必ず自治体へお問い合わせください。当院では領収証の再発行はいたしておりません。支払証明書（書類作成料：3,240円）は発行可能です。

Q8. 請求書を紛失したのですが、どうしたらよいですか？

… A8. 自治体にご確認ください。必要であれば再発行いたします。

Q9. 領収証がなく、その分を含めずに書類を作成してもらったのですが、探したら見つかったので、その分も含めて記載してほしいのですが可能ですか？

… A9. 自治体へご提出をされていない場合でしたら再度作成は可能です。ただし、書類を再作成いたしますので、再度書類作成料がかかります。また、当院へ作成依頼をされる際に、再作成の理由をメモなどに記載して一緒にご提出ください。

Q10. 妊娠確認の有無を記入する欄があると、助成金の書類が手元に届くまで時間がかかると聞きました。自治体に連絡したほうがよいですか？

… A10. 妊娠の有無を記入する欄のある自治体は、胎嚢の確認ができてから書類を作成するため、通常よりお時間をいただく場合がございます。提出期限の締め切りがせまっている場合や、年度末などで通常よりお届けに時間がかかる場合は、あらかじめ自治体にご連絡ください。（秋田県、埼玉県、栃木県、茨城県、山梨県、新潟県、富山県、秋田市、八王子市、さいたま市、越谷市、熊谷市、川崎市、川崎市、船橋市、宇都宮市、水戸市、日立市、つくばみらい市、甲府市、新潟市、名古屋市などは妊娠確認の有無の記入欄がございます。その他の自治体でも妊娠確認の有無の記入欄がある場合がございますので、事前にご確認いただけますようお願いいたします。）

Q11. 精子を凍結した場合、精子の凍結費用を含めて記入してもらうことはできますか？

… A11. 東京都の場合は、精子凍結費用は含めることができません。当院の凍結費用には、1年間の保存管理料が含まれています。多くの自治体では保存料は申請できないため、お問い合わせの際は、**保存料を含む精子凍結費用を申請することができるか**確認するようお願いいたします。

Q12. 成功報酬制度適用でしたが、申請する際に妊娠確認後の追加請求分の費用（当院卒業時の請求分）も含めて書いてもらえますか？

… A12. 東京都の場合は含めて記載することができますので、請求書と領収証をご用意ください。自治体によっては含められない場合もございますので、当院へ作成依頼をする前に必ずご確認の上、ご提出ください。

Q13. 保険診療の費用も含めて記載できますか？

… A13. 東京都は自費分のみなので、保険診療の費用を含めて記載することはできません。含めて記載のできる自治体もございますので、自治体にお問い合わせください。

3 年齢について

Q1. 通算助成回数の40歳未満6回、40歳以上3回について、いつの時点の年齢で判断するのですか？

… A1. 通算助成回数については、新規に助成を受けた際の治療開始日の年齢により判断してください。そのため、新規に助成を受けた際の治療開始日の年齢が40歳未満であった場合には、その後40歳に到達した場合であっても通算助成回数の減少にはなりません。

Q2. 助成対象年齢が43歳未満とありますが、42歳までに開始した治療であっても、治療の終了日が43歳であった場合には、助成の対象とならないのですか？

… A2. 助成対象年齢の43歳未満については、1回の治療期間の初日の年齢で判断してください。そのため、1回の治療期間の初日の年齢が43歳未満の治療については、治療の終了日や助成を受けるための申請が43歳以上であっても助成の対象となります。なお、この場合の1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始日、またはステージCの場合は以前に行った治療で保存しておいた凍結胚の移植を行うための投薬開始日となります。

Q3. 年齢により通算助成回数異なりますが、どの時点での年齢で判断することになるのですか？

… A3. 新規に助成を受けた際の治療開始日の年齢で判断することになります。なお、新規に助成を受けた際の治療開始日の年齢が40歳未満の方が、平成28年度以降に40歳を超えた場合においても、43歳に達するまでは通算6回の助成を受けることができます。

Q4. 平成28年度以降に新規に助成を受ける場合、取り扱いはどうなるのですか？

… A4. 新規に助成を受けた際の治療開始日の年齢が40歳未満の方については、年間助成回数の制限なく、43歳に達するまでは通算6回まで助成を受けることができます。また、新規に助成を受けた際の治療開始日の年齢が40歳以上の方については、43歳に達するまでは通算3回まで助成を受けることができます。

Q5. 43歳未満で助成を受けたことがある場合、通算助成回数を超えない範囲であれば43歳以上でも助成を受けることができますか？

… A5. 助成を受けた回数が通算助成回数に満たない場合であっても、43歳以降に開始した治療に関しては、助成対象となりません。

Q6. 平成28年度以前に既に助成を受けている場合の取り扱いはどうなるのですか？

… A6. 新規に助成を受けた際の治療開始日の年齢が40歳未満の方は、通算助成回数は6回(年度毎の回数制限なし)となり、その後40歳に到達した場合であっても、43歳までは通算助成回数は6回となります。また、新規に助成を受けた際の治療開始日の年齢が40歳以上の方は現行制度が適用されますが、平成28年度より新制度が施行となるため、既に3回以上の助成を受けている場合には、新制度移行後の治療については助成の対象となりません。

4 治療ステージについて(東京都の例) ※自治体により異なりますので、詳しくは各自治体にご確認ください。

Q1. ステージAで申請希望です。今回は体外受精の受精卵で移植をしましたが、顕微授精もやりました。顕微授精費用も含めて記載できますか？

… A1. その周期に行った顕微授精費用は含めて記載いたします。請求書と領収証を必ずご準備ください。

Q2. ステージBで申請したいです。凍結後、凍結胚を移植をする予定で通院したが、体調が悪く治療を中断しました(移植できなかった)。1ヵ月後体調が戻ったので移植をしました。この場合、体調が悪くなり治療を中断した分の請求も助成対象ですか？

… A2. 胚移植治療周期に治療を中断した場合の治療費も助成対象です。

Q3. ステージCで申請したいです。凍結胚移植をする予定で通院したが、体調が悪く移植できなくなりました。1ヵ月後体調が戻ったので移植をしました。この場合、体調が悪くなり移植ができなかった時の請求も含めて書いてもらえますか？

… A3. 含めて記載することができません。凍結胚移植費用、判定日の請求書と領収証をご用意ください。

Q4. 5月と6月に採卵(採卵行為2回)し、胚を凍結後、6月に採卵したものを7月に移植し、妊娠しました。5月の採卵についてステージDとして申請できますか？

… A4. ステージDについては、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が判断して中止したケースに限定されています。妊娠の場合、『妊娠という事実による中止』であり、医師の判断による中止ではありませんので、5月の採卵は助成の対象とはなりません。

Q5. 採卵・受精後に胚を凍結し、移植を予定していたが自然妊娠しました。採卵の費用についてステージDとして申請できますか？

… A5. ステージDについては、「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が判断して治療を中止したケースに限定します。自然妊娠により中止した場合、『妊娠という事実による中止』であり、医師の判断による中止ではありませんので、採卵費用は助成の対象とはなりません。

Q6. 凍結胚移植を行おうとしたが、融解後の胚の状態により移植不可となりました。この場合は助成の対象になりますか？

… A6. 採卵を伴わない凍結胚の移植(ステージC)を行おうとした際に、融解後治療終了となった場合には、助成の対象となりません。なお、採卵後凍結し、凍結胚を移植(ステージB)を行おうとした際に、融解時移植不可となった場合は、助成対象です。その場合申請するステージは、Bではなく、Dでの申請です。

5 その他

Q1. A県で助成を受けた方が、B県に転居した場合、助成回数はどのようになるのですか？

… A1. A県で受けた助成回数も通算することになります。

Q2. 不妊治療の助成を受けていた夫婦が離婚し、その後、別の人と再婚した場合の取り扱いはどうなるのですか？

… A2. 助成対象者については、夫婦単位となることから、以前の夫婦が助成を受けた回数は通算せずに、新たな助成対象者として取り扱うこととなります。